

「綾川町インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例」素案について

1. 条例の目的

インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害を防止し、町民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とします。

2. 条例素案の概要

(1) 名称 「綾川町インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例」

(2) 各条項の規定内容

条項	内容
第1条（目的）	インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害を防止し、町民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本的取組を定め、これを推進する。
第2条（定義）	用語の意義
第3条（基本理念）	プライバシー権等の基本的人権に対する町民等の理解を深め、互いに尊重し合う社会を実現することを旨とする。
第4条（町の責務）	被害者及び行為者を発生させないための施策を推進する。
第5条（町民の役割）	<ul style="list-style-type: none">・自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努める。・被害者が置かれている状況や被害者の支援の必要性について理解を深めるよう努める。
第6条（事業者の役割）	<ul style="list-style-type: none">・従業員等に対しインターネットリテラシーの向上に努める・町の施策に協力するよう努める
第7条（連携協力）	町は、施策を推進するため、国、県、その他の関係機関と連携を図る。
第8条（基本施策）	町は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策を行う。 <ul style="list-style-type: none">・町民のインターネット上における誹謗中傷等の問題に対する理解を深めるための施策・町民のインターネットリテラシー向上に資する施策・被害者等の不安を抱える者に対する相談支援に関する施策

第9条（委任）	この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。
---------	----------------------------

（3）施行日

令和8年10月1日